

付帯メニュー定義書

【+エコプラン_低圧電灯向け】

日本瓦斯株式会社

付帯メニュー定義書【+エコプラン_低圧電灯向け(以下「実質再エネプラン」といいます)】(以下「本定義書」といいます)は、当社の電気供給約款(低圧) (以下「本約款」といいます)、電気料金メニュー定義書にもとづき供給される電気に再生可能エネルギー由来の非化石証書を割り当てることで実質的に再生可能エネルギー100%相当の電気を利用できるサービスの取扱いを定めたものです。

1 実施期日

本定義書は、2026年4月1日より適用します。

2 定義

本約款及び各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件等

- (1) 当社は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、「実質再エネプラン」を適用します。
 - ① 本定義書に同意の上、当社指定のお申し込み様式でお申し込みをいただき、当社がこれを承諾すること。
 - ② 当社の電気料金メニューのファミリープランB、ビジネスプランC、ファミリープラン+APのいずれかを適用(以下「適用対象契約」といいます)していること。
- (2) (1)にかかわらず、実質再エネプランに必要な情報を提供いただけない等、お手続きに支障がある場合や当社で保有する非化石証書の割り当てが困難である場合等、お申し込みを承諾できないことがあります。
- (3) 当社は、契約内容について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) 「実質再エネプラン」を適用中に契約容量を変更した場合でも、引き続き「実質再エネプラン」を適用します。

4 適用期間

- (1) 適用期間は、原則として本定義書による契約が成立した日を含み、それ以降の検針日から継続して有効とします。

5 料金

当社の「実質再エネプラン」が付帯する電気料金メニューから算定された料金に、以下の料金を加えたものといたします。なお、まったく電気を使用しない場合は、当該料金を申し受けません。

単位	契約容量	料金(税込)
1 契約ごとに	30A～60A 6KVA～10KVA	+500.00 円
〃	11kVA～20kVA	+1,000.00 円
〃	21kVA～30kVA	+1,500.00 円
〃	31kVA～40kVA	+2,000.00 円
〃	41kVA～50kVA	+2,500.00 円

6 環境価値の提供

当社は、太陽光発電や小水力発電などの再生可能エネルギー設備に由来する「FIT 非化石証書」もしくは「非 FIT 再エネ指定非化石証書」を使用することで、実質的に、再生可能エネルギー100%相当の価値を提供いたします。なお、電気の物理的な供給源は再生可能エネルギーに限定するものではありません。非化石証書の使用状況や電源構成は、当社ホームページに掲載します。

7 適用廃止

(1) お客さまが、本定義書による契約を廃止する場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、本定義書による契約は、お客さまが当社に通知された廃止期日を含み、それ以降の検針日に本定義書による契約が消滅したものといたします。

(2) お客様の契約による適用対象契約が消滅した場合（適用対象契約からその他の適用対象契約へ変更された場合は除きます）は、供給契約終了日を含み、それ以降の検針日に本定義書による契約が消滅したものといたします。

8 解約

当社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、この本定義書による契約を解約することがあります。なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

(1) 3（適用条件等）に定める要件を満たさない場合。

(2) お客様がその他本定義書に反した場合で、当社がその旨を警告しても改めないとき。

なお、(1)もしくは(2)により当社が本定義書による契約を解約する場合は、当社が解約をお知らせした期日を含み、それ以降の検針日に本定義書による契約が消滅するものといたします。

9 本定義書の変更及び廃止

(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、本約款4（本約款等の変更）に準じます。

(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社がお客さまに対し、書面の交付、インターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法によりおこないます。

(3) 当社の電気契約のうち、低圧電力や高圧電力については本定義書の適用はありません。

10 免責

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、6（環境価値の提供）に定める環境価値が提供できない場合があります。この場合において、お客様が損害を被ったとしても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はお客さまが受けた損害について賠償の責を負いません。

- ① 不可抗力（日照不足、天災地変、火事、停電、戦争、ストライキ、暴動などの場合を含むがこれに限りません）による再生可能エネルギー由来の電気の発電不足
- ② 発電設備の損傷、故障、亡失等による発電停止
- ③ その他当社の責めによらず、適用対象契約にもとづく使用電力量に割り当てる非化石証書が確保できない場合

11 その他

その他の事項については、適用対象契約によるものといたします。